使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

租税特別措置法(以下「租特法」という。)の一部改正により「特定の民間再開発事業制度」に係る認定事務が廃止されたため、令和5年9月議会において使用料及び手数料条例の別表第一に定める当該認定事務手数料が削除されたところである。

それに伴い、使用料及び手数料条例施行規則において、証紙で納入する手数料を定める 別表第二の規定のうち「特定の民間再開発事業認定申請手数料」を削除した。

また、租特法の一部改正による経過措置に対応するため、引き続き当該認定事務手数料を証紙によって納入することを可能とする規定を整備するなど、所要の規定の整備を行った。

2 改正内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

公布の日

4 意見公募手続

千葉県行政手続条例第38条第4項第2号に該当するため、意見公募手続は実施しなかった。